

議 長 日程第4「議案第47号松田町小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第47号松田町小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年12月7日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。医療費の助成対象年齢を18歳まで拡大することにより、子育て世帯等の健全な育成支援を図り、小児の健康増進に資するため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 それでは、議案第47号松田町小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

現行では小児医療費の助成は中学校3年修了、15歳に達した日以後最初の3月31日までとなっておりますが、18歳に達した日以後の最初の3月31日までとし、子育て世帯の負担軽減や子供たちの健康増進を目的としております。

次ページの新旧対照表を御覧ください。現行の第2条の下線の部分を、改正案の第2条の下線の部分に変更となります。

前ページの附則のほうを御覧ください。施行期日、第1項、この条例は令和4年4月1日から施行する。

経過措置、第2項、改正後の松田町小児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に受ける医療にかかる医療費の助成について適用し、施行の日前に受けた医療にかかる医療の助成については、なお従前の例によるといたします。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

4 番 平 野 こちらの變更、すごくいいと思います。そして、この書き方なんですが、満18歳に達した日以降の最初の3月31日までで、大抵の方はこれ、高校の終わりまでというふうなケースになると思うんですが、中には病気のために留年しているとか、そういうケースもあるのかなという気がするんですけども、これ

までは中学校3年修了という書き方だったのが、この年齢というふうに区切ったというのは、何か理由がありますか。

子育て健康課長　　今までの原案のほうでは、一応中学校卒業後または中等教育学校の前期課程の修了後、継続して入院している場合は満18歳に達した日の属する末日までというような表現で行っていましたが、改正案では満18歳の3月31日までと決めさせております。（私語あり）

小児の年齢についてなんですけれども、神奈川県の小児医療費助成の案内の中でも、神奈川県小児慢性特定疾病医療費助成制度などでは18歳未満とか、そういった表現になっておりますが、日本小児科学会では、平成18年4月に小児科医の年齢を今まで中学生までとございましたが、そこが変更されております。そういったところを考えまして、18歳までとさせていただいております。

議　　　　　　　　長　　ほかにございますか。

6 番 井 上　　今のちょっと関連をするんですけれどもね、これは条例の一部改正ということで、やむを得ないのかなと思うんですけれども。例えば、今度は公職選挙法の中では、18歳からは成年なわけですね。だから、これは今の18歳に達した日以降はもう18歳、満18歳ですね。そうすると、その成年をですね、この一部改正の条例の中で「小児」と読み替えるというのは、ほかの法律等の絡みから適切ではないのかなというふうに考え、小児はですね、厚生省のほうでもですね、満18歳までのというふうな…児童か。小児とは出生から思春期までを言うということで、いうふうな解釈もありますよね。それはそこで17歳まではそれでいいのかもしれないですけれども、18歳になった者から3月31日までの期間をもですね、小児と含めるということは、少しちょっと無理があるのではないのかなというふうに考えますので、このタイトルからですね、本来変えるべきでは…条例名ですね、から変えるべきではないのかなというふうに考えますが、お考えをお伺いをいたします。

子育て健康課長　　先ほども申し上げましたが、日本小児科学会のほうでは今まで中学生までということだったんですが、ここで対象年齢を上げたということもございました。今回のこの小児医療費の助成につきましては、医療行為のところで通院や入院

に関わる部分でございますので、ちょっと今回の小児医療費助成のところは18歳までと考えました。本来でしたら、もう一度よくその辺のところを考えなければいけなかったのかなと思いますが、この小児医療費の小児については、先ほど申し上げましたように医療行為ということでお認めいただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

6 番 井 上      そのことについてはですね、理解をしておりますが、また何かの機会があった場合にですね、この医療費助成の範囲の対象をですね、拡大をするということで、町長の公約の中にもあった事業ですので、基本的にはですね、賛成をしますが、やはり見方によってはですね、いや、もう18歳からは成年なので、使えないのかなと思ってしまうような町民の理解を得るためにもですね、やはりここはちょっとその小児医療費の助成というタイトル自体をですね、今後何かの機会があれば、検討していただくことを要望して終わります。

議                      長      ほかにございますか。

7 番 南      雲      前回の全協で、該当する人数が214人ということで伺っていますけれども、来年度の予算にどのくらい上乗せするのかを、分かっていたら教えていただきたいと思います。

子育て健康課長      まだ私どもの課の中での見積りでございますが、平成30年から令和3年までの平均を出しまして、その中で中学生がかかっている費用を出します。その中の、大体高校生ですとそれほど通院ということが少なくなってくるのかなということも考えまして、70%ということで、約350万ほど高校生の部分については増額になると見込んでおります。

議                      長      ほかにございますか。

3 番 内      田      1点お伺いします。この小児医療の助成の年齢制限は、町や市で単独で決められると思うんですけど、近隣の例えば2市8町でこの18歳に変更したという例というかね、ほかの例えば2市8町ではどういう状況なのか。もし分かったらお知らせ願いたいと思います。

子育て健康課長      18歳までの医療費の助成というのは、この近辺では大井町が既に行っております。ほかのところにつきましては、すみません、申し訳ありませんが、今ち

よっと手元にはございませんが、まだ中学生のところとか、あると聞いております。申し訳ありません。

議

長      ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第47号松田町小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。